

◎新潟県告示第1349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和3年12月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年9月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社杉野屋材木店  
中村 裕二
- 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市長峰町12-24
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第9015号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和3年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年9月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小平鉄工所  
小平 隆史
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字安江53-40
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第27223号
  - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年9月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年9月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社渡邊工務店  
渡邊 義孝
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市夷浜282
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第19725号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年10月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社渡邊工務店  
渡邊 義孝
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市夷浜282
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第19725号
  - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年9月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社エコシステム

藤井 政一

3 主たる営業所の所在地

上越市大字朝日610-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-2）第20369号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社清水建築

清水 幸一

3 主たる営業所の所在地

見附市漆山町958-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第16213号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年9月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

松崎塗装店

松崎 久

3 主たる営業所の所在地

佐渡市青野1058-11

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第11835号

5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

巧グリーン

長谷川 一郎

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区横越川根町1-5-14

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23954号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社小池設備

小池 浩二

3 主たる営業所の所在地

佐渡市両津夷24-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41828号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社フタバ

松山 フサ子

3 主たる営業所の所在地

村上市府屋439-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20787号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社キムラ組

木村 傑

3 主たる営業所の所在地

長岡市寺泊年友1443

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第7195号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社朝妻組  
朝妻 邦夫

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区女池神明 1-8-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-29）第2482号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社長谷川砂利  
長谷川 吉徳
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市下条 1-60
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第18010号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
古川建築工業  
内田 敏昭
  - 3 主たる営業所の所在地  
妙高市大字大原新田687-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第10294号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社三浦組  
三浦 茂雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市下里640
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-1）第13044号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年10月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社カヤノハウジングプロジェクト  
茅野 与志樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区美咲町1-23-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第14912号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ニタミ電通  
仁多見 文男
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区北山794-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第40712号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
木村重機  
木村 秀雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市新町新田901-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第8268号
  - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
水落建築  
水落 健夫
- 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市一村尾135-15
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第38523号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年10月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小野石材  
小野 和栄
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市野中21
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第13125号
  - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社いさはい組  
飯酒盃 豊
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市八幡132－8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－30）第18524号
  - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社鷺尾土木  
鷺尾 弘子
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市田端町8－20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第20632号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年10月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中村  
中村 孝美
- 3 主たる営業所の所在地  
上越市大潟区犀潟104－3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第41042号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

総合ハウス株式会社

市川 信夫

3 主たる営業所の所在地

上越市稲田1-1-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45098号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社天木セメント瓦工場

天木 正史

3 主たる営業所の所在地

胎内市大字乙642

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第13053号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社渡辺研り工業

渡邊 孝一

3 主たる営業所の所在地

新発田市乙次316

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-1)第21874号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年10月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社新誠実業

小林 俊宏

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区太田甲4923-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43941号
- 5 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和3年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。